

第7期 山辺町障がい福祉計画

第3期 山辺町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

山 辺 町

# 目次

## I 計画の基本的理念等

1	計画に係る法令の根拠	1
2	趣旨	1
3	基本的理念	2
4	目的及び特色	2
5	計画の位置付け	3
6	計画の期間	4

## II 障がい者の状況

1	障害者手帳所持者数の推移	5
2	身体障害者手帳所持者の状況	6
3	療育手帳所持者の状況	6
4	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	7

## III 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3	地域生活支援拠点等の整備	9
4	福祉施設から一般就労への移行等	10
5	障がい児支援の提供体制の整備	12
6	相談支援体制の充実・強化等	13
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13

## IV 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	15
3	地域生活支援拠点等の整備	16
4	福祉施設から一般就労への移行等	17
5	障がい児支援の提供体制の整備	19
6	相談支援体制の充実・強化等	20
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20
8	障がいを理由とする差別の解消	21

## V 障がい福祉サービスの量の見込みと確保の方策

1	訪問系サービス	22
2	日中活動系サービス	24
3	居住系サービス	27
4	相談支援	28
5	障がい児支援	29
6	地域生活支援事業	31

## VI 計画の推進

1	計画の推進体制	34
2	計画の進捗管理	34

# I 計画の基本的理念等

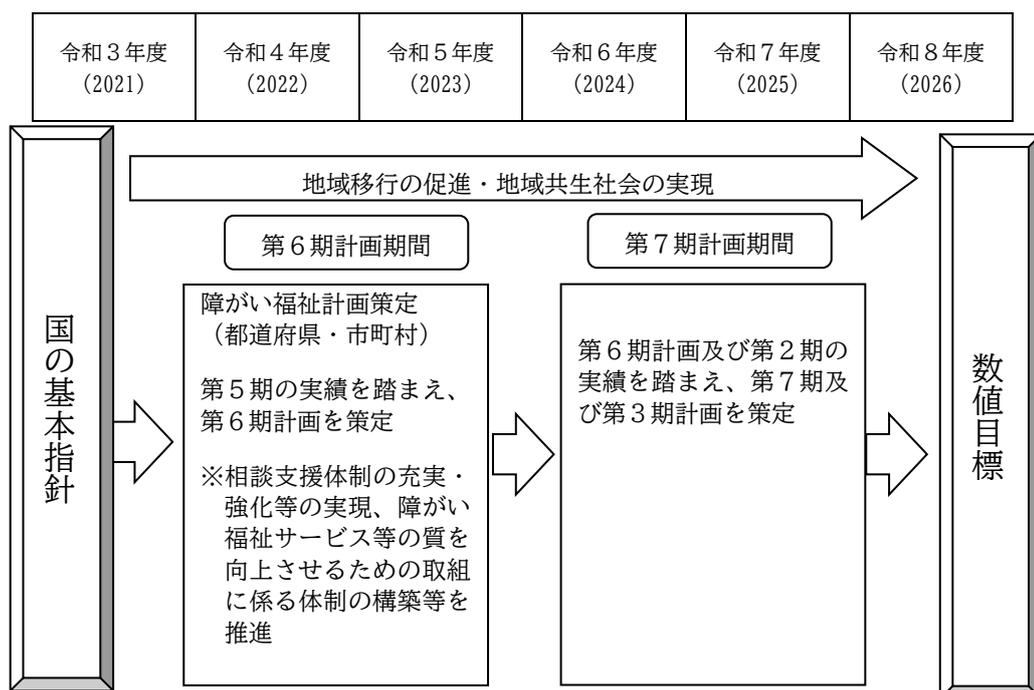
## 1 計画に係る法令の根拠

山辺町障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項に規定されたものであり、同法第 87 条第 1 項の厚生労働大臣が定める基本的な指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

## 2 趣旨

本計画は、「障がいのある人もない人も、一人ひとりがその能力、環境に応じて主体性を発揮し、快適な生活を共に過ごすことができる地域社会の実現」を目標に、利用者にとって最も身近な市町村において、障がい福祉サービス、障がい児支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように策定するものです。

本町では、平成 19 年より本計画を策定しており、令和 6 年 3 月をもって第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画も終了となりますので、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえて、第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画を策定します。



### 3 基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援体制の構築を図る。
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等を図る。
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を図る。
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組みを図る。
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援体制の構築を図る。
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着の実現を図る。
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組みを図る。

### 4 目的及び特色

本町においては、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。障がいの有無に関わらず、あらゆる場面での基本的人権が保障される社会の実現に向けて、この計画を策定します。

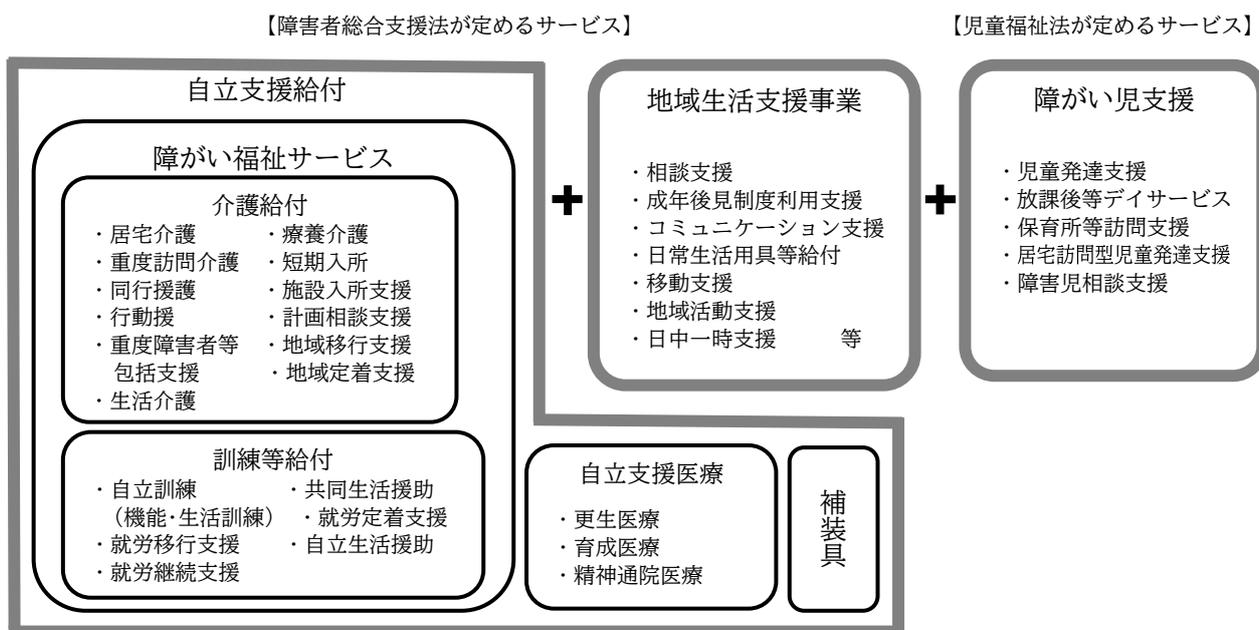
「障がい者」とは年齢に関わりなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体又は精神上の障がい者で、長期にわたり生活上で支障を持つ方とします。(福祉サービスの制度上特に必要がある場合は、18歳未満の障がい者を「障がい児」と表記します。)

また、本計画は本町における他の計画との整合性を併せもつものです。

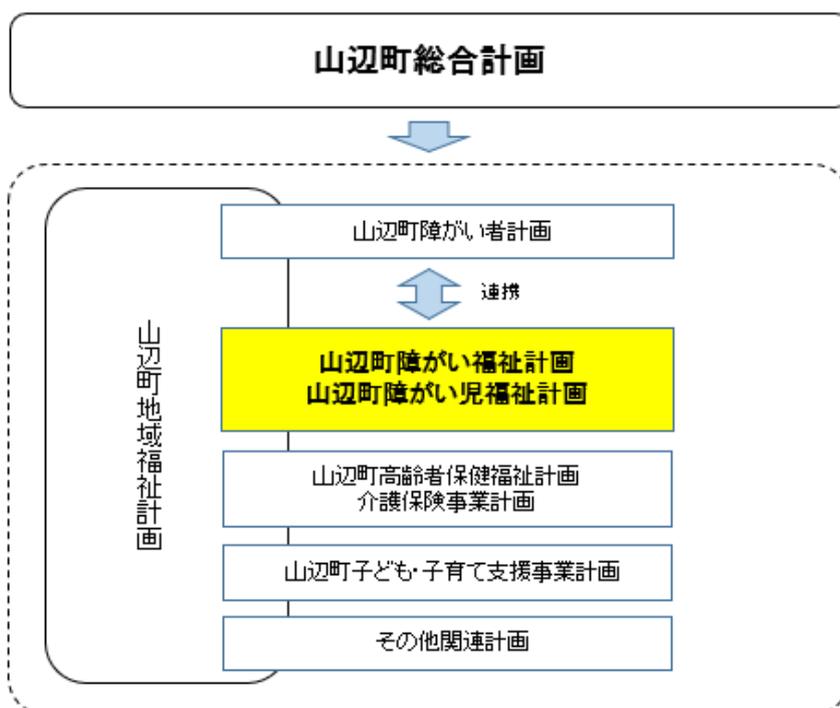


## 5 計画の位置付け

本計画は、本町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービス及び、児童福祉法に基づく障がい児支援を提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。



### 【計画の位置づけ】



## 6 計画の期間

第7期山辺町障がい福祉計画及び第3期山辺町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	第2次山辺町障がい者計画	第3次山辺町障がい者計画				
	第6期山辺町障がい福祉計画 第2期山辺町障がい児福祉計画		第7期山辺町障がい福祉計画 第3期山辺町障がい児福祉計画			第8期山辺町障がい福祉計画 第4期山辺町障がい児福祉計画



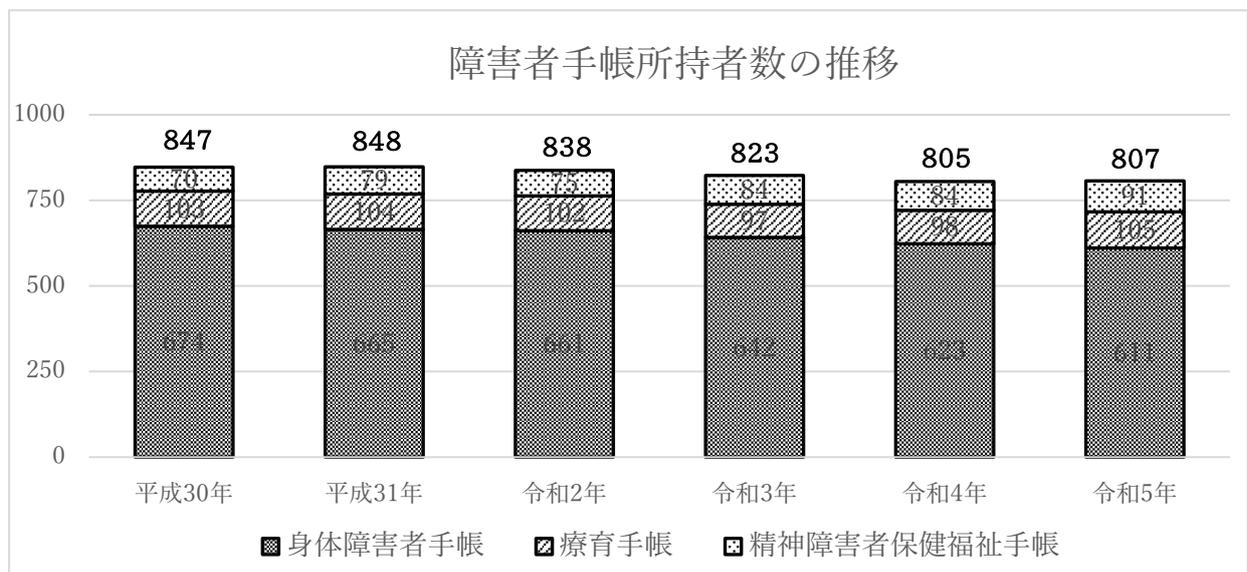
## Ⅱ 障がい者の状況

### 1 障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月31日現在、障害者手帳を所持している方は、807人となっています。  
推移をみると、手帳所持者は減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

また、年齢別にみると、65歳以上が過半数を占めています。

■図表 障害者手帳所持者数の推移



各年3月31日現在

■図表 年齢別にみた障害者手帳所持者数

区分	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	合計
合計	611人 (76%)	105人 (13%)	91人 (11%)	807人 (100%)
18歳未満	7人	20人	0人	27人
18～64歳	121人	74人	72人	267人
65歳以上	483人	11人	19人	513人

令和5年3月31日現在

## 2 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を障がい等級別・種類別にみると、肢体不自由の4級の方が122人と最も多く、次いで内部障がいの1級の方が102人となっています。

また、種類別では、肢体不自由が358人と過半数を占めています。

■図表 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	8人	5人	0人	39人	102人	154人
2級	14人	9人	0人	51人	0人	74人
3級	1人	5人	2人	45人	31人	84人
4級	2人	22人	1人	122人	39人	186人
5級	1人	0人	—	73人	—	74人
6級	1人	10人	—	28人	—	39人
合計	27人	51人	3人	358人	172人	611人

令和5年3月31日現在

## 3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を障がい程度別にみると、B判定が70人で最も多くなっています。性別では男性が多く、年齢別では18～64歳が最も多くなっています。

■図表 性別・年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

区分	18歳未満		18～64歳		65歳以上		小計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	5人	3人	16人	8人	0人	3人	21人	14人	35人
B判定	8人	4人	23人	27人	7人	1人	38人	32人	70人
小計	13人	7人	39人	35人	7人	4人	59人	46人	105人
合計	20人		74人		11人		105人		

令和5年3月31日現在

## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を障がい等級別にみると、2級が45人で最も多くなっています。

また、性別では男性が多く、年齢別では18歳未満が0人に対して、18～64歳が72人と全体の8割を占めています。

■図表 性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

区分	18歳未満		18～64歳		65歳以上		小計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	0人	0人	7人	3人	3人	2人	10人	5人	15人
2級	0人	0人	19人	17人	4人	5人	23人	22人	45人
3級	0人	0人	16人	10人	3人	2人	19人	12人	31人
小計	0人	0人	42人	30人	10人	9人	52人	39人	91人
合計	0人		72人		19人		91人		

令和5年3月31日現在



### Ⅲ 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和5年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定しました。

令和元年度末の施設入所者数16人のうち、1人が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは1人となり、国の基本指針の6%以上は達成する見込みです。また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者16人から1人を削減するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。

施設入所者の高齢化・障がいの重度化により、地域生活に移行することが困難な方も多いため、施設入所については、一定の必要性があることが見込まれます。このことを踏まえながら引き続き、障がいのある人の住まいの場の確保、相談及び就労等に対する必要な支援体制の整備に努めます。

■図表 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績または見込み	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	16人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (6%)	1人 (6%)	全入所者のうち令和元年度末から令和5年度末までに、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (1.6%)	0人 (0%)	令和5年度末までの削減数

#### ◆国の基本指針

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、精神障がい者が、地域の一員として、安心して暮らしができるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を町内に設置できるよう連携を図ることを目標として設定しました。

町単独での取組みが困難であるため、令和5年度中に設置はできない状況です。県や近隣市町村を中心とした関係機関の連携を強化し、地域の精神保健、医療、福祉の一体的な支援に取り組む必要があり、引き続き設置に向けて検討していきます。

### ◆国の基本指針

市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備とは、障がい者の高齢化、重度化や親なき後を見据え、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、①相談、②体験の機会、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を整備するもので、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備に努めることを目標として設定しましたが、令和5年度中に設置はできない状況です。今後、関係事業所等と協議し、圏域での調整も視野に入れながら、引き続き設置等に向けて検討していきます。

### ◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する成果目標を設定しました。

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和5年度中に一般就労に1人が移行するという目標設定に対し、実績見込みは2人となり、国の基本指針の1.27倍以上は達成する見込みです。内訳として、就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所利用者が一般就労へそれぞれ1人ずつ移行する見込みです。

また、一般就労へ移行する方のうち、就労定着支援事業を利用する方については1人が利用する目標設定に対し、実績見込みは1人となり、こちらも目標を達成する見込みです。相談支援事業所や就労移行支援事業所等関係機関との連携により、引き続き必要な支援体制の確保に努めます。

■図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業	—	0人	就労移行支援事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	—	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	—	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和元年度に一般就労した者の数
令和5年度の一般就労移行者数	1人	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業	1人	1人	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	0人	1人	就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	0人	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和5年度に一般就労した者の数

■図表 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度の一般就労移行者数	1人	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労定着支援事業の利用者数	1人	1人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

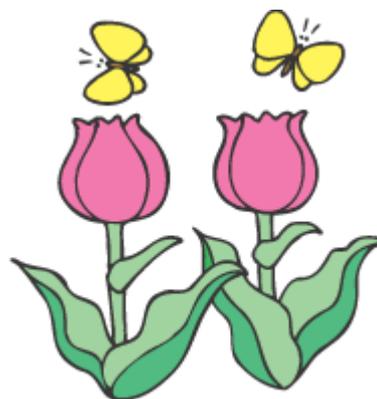
※現在、町内には就労定着支援事業所は存在しない。

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。



## 5 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児通所支援の利用者は年々増加しており、早期発見・早期療育の促進により、障がいの程度や成長段階に応じた支援体制を確保する必要があります。国の基本指針で示された障がい児支援に関する成果目標を設定しました。

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置または、圏域での確保
- ・ 保育所等訪問支援を各市町村において利用できる体制の構築
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保または圏域での確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的コーディネーターを配置

児童発達支援センターの設置や重症心身障害の児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の単独設置は困難なため、受け入れ実績のある事業所や近隣市町村と連携し、引き続き体制整備を検討します。保育所等訪問支援については、県や山形市にて事業所を指定しています。

また、医療的ケア児のための協議の場の設置については、引き続き総合支庁と連携して情報共有等を行います。

### ◆国の基本指針

- ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ②重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ③医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら、整備に努めることを目標として設定しましたが、令和5年度中に整備はできない状況ですので、引き続き設置に向けて検討していきます。

### ◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表の各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

別表

総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</li> </ul>

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識等を基に、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及び活用を行い、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有を図ることを目標としていました。研修には参加したものの、審査結果の分析及び活用、サービス事業者との情報共有までには至りませんでした。引き続き各種研修へ参加すると共に、サービス事業者との情報共有については、審査結果を活用し、更にサービス等の質を向上できるような体制づくりに努めます。

### ◆国の基本指針

令和5年度末までに、別表の各項に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針で示された地域生活支援に関する成果目標を設定しました。

本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、地域生活への移行を進めます。

また、地域における居住の場としてのグループホーム等の環境整備を図るほか、家族や関係機関に対し、理解を深めてもらうよう努めます。

■図表 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和4年度末の施設入所者数	—	16人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (6%)	—	全入所者のうち令和4年度末から令和8年度末までに、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (5%)	—	令和8年度末までの削減数

### ◆国の基本指針

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業所等を利用し、グループホーム、一般住宅に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を、町内に設置できるよう連携を図ります。

また、年に1回以上協議を行い、精神に障がいのある方が地域で安心して生活できるように、差別や偏見のない誰もが共生できる町の実現に向けて整備できるよう努めます。

### ◆国の基本指針

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を下記図表のとおり設定することを基本とする。

図表 精神病床における退院率

項目	目標値	考え方
入院後3ヵ月時点の退院率	68.9%	ある月に入院した者のうち、当該月を含む各経過月後の月末までに退院した者の割合
入院後6ヵ月時点の退院率	84.5%	
入院後1年時点の退院率	91.0%	



### 3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターや事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

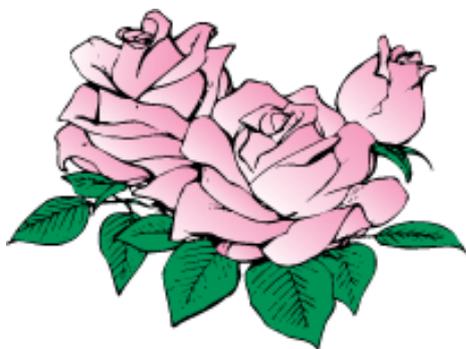
また、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

さらに、強度行動障害を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

#### ◆国の基本指針

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する成果目標を設定しました。

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所などとともに、一般就労への不安解消に努めます。

また、ハローワーク、県及び関係機関との連携を図りながら、企業などへ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

■図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	—	0人	令和3年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
就労移行支援事業	—	0人	就労移行支援事業を通じて令和3年度に 一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	—	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和3年 度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	—	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和3年 度に一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	3人	—	令和8年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
就労移行支援事業	1人	—	就労移行支援事業を通じて令和8年度に 一般就労した者の数
就労継続支援A型事業	1人	—	就労継続支援A型事業を通じて令和8年 度に一般就労した者の数
就労継続支援B型事業	1人	—	就労継続支援B型事業を通じて令和8年 度に一般就労した者の数

■図表 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	考え方
令和3年度の就労定着支援 事業の利用者数	—	0人	令和3年度において就労定着支援事業 を利用した者の数
令和8年度の就労定着支援 事業の利用者数	1人	—	令和8年度において就労定着支援事業 を利用した者の数

※現在、町内には就労定着支援事業所は存在しない。

◆国の基本指針

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



## 5 障がい児支援の提供体制の整備

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置や、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を、町内や近隣市町との連携を視野に入れながら整備できるよう努めます。

### ◆国の基本指針

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ④令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ⑤令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ⑥障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行うことを目的とした基幹相談支援センターを、町内や近隣市町村との連携を視野に入れながら設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保できるように努めます。

また、協議会において個別事例の検討を通じた地域・サービス基盤の開発改善を行う取組み等を行うために必要な体制を構築できるよう努めます。

### ◆国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用として、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に年1人以上の職員が参加することを目標とし、サービス支援の理解を深めます。

また、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、関係する事業所や自治体との情報共有に努めます。

### ◆国の基本指針

令和8年度末までに、都道府県及び各区市町村において、サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 8 障がいによる差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に障がいを理由とする差別を禁止する法律「障害者差別解消法」が施行されました。当町においても令和5年4月1日より「山辺町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を設けており、障がいを理由に、お店の入店を断られたりすることなどが禁止されるとともに、障がいのある方への合理的な配慮（車いすを利用している方が乗り物に乗るときに手助けをすることなど）が求められます。障がいのある人に対する偏見をなくし、障がい特性について理解を深めるため、町の広報紙・ホームページ等で継続的に普及・啓発に努めます。

『ヘルプマーク』をご存じですか？



### ヘルプマークとは？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるものです。

ストラップによりかばんなどに付けて使用し、裏面に付属のシールを貼り、ヘルプマーク利用者が周囲に伝えたい情報や支援の内容を記入できます。

ヘルプマークを身に着けることで、外見で援助や支援が必要なことが分かり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っている場合に声掛けをしてもらったりなどの援助が得やすくなります。

山辺町では、保健福祉課福祉係と保健福祉センターの窓口において配布しています。

### 1 訪問系サービス

◆訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等 包括支援	極めて重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護については、利用実績等を踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・訪問系サービスは、地域での生活を支える上で必要不可欠なサービスであるため、利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供を行っていきます。

■図表 訪問系サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	(見込み) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	8	12	14	17	20	24
	時間	87	126	151	181	217	260
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	1	2	2	3	3
	時間	5	4	8	8	12	12
行動援護	人	4	4	5	5	6	6
	時間	12	12	15	15	18	18
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0



## 2 日中活動系サービス

◆日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、主として昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障がい者に対して、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障がい者又は精神障がい者に対して、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 (新設)	就労を希望する障がい者や就労の継続を希望する障がい者が、就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会の提供や知識及び能力のために必要な訓練を行います。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業や自宅等へ訪問することにより、生活や体調管理などの課題解決にむけて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

療養介護

医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。

短期入所  
(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者が一時的に介護を受けることが困難になった時に、施設に短期間入所をさせ、入浴、排泄、食事の介護等を行います。



◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、利用実績等を踏まえ、徐々に増加すると見込んでいます。就労移行支援、療養介護、短期入所については、継続的な利用が見込まれます。また、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・就労定着支援、就労選択支援（令和7年度中に施行予定）については、一般就労移行の推進の観点から、令和8年度に1人を見込んでいます。
- ・日中活動系サービスは、障がい者の日中における活動を支える上で核となるサービスであるため、利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進し、障がい者が希望するサービスが利用できるよう支援を行っていきます。

■図表 日中活動系サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	32	35	37	39	42	45
	人日	535	565	602	641	683	727
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労選択支援 (新規)	人	-	-	-	-	0	1
	人日	0	-	-	-	0	10
就労移行支援	人	5	3	3	4	4	4
	人日	28	43	43	56	56	56
就労継続支援 (A型)	人	9	9	10	10	11	11
	人日	162	162	180	180	198	198
就労継続支援 (B型)	人	38	40	43	46	50	54
	人日	492	532	575	621	671	725
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	1
療養介護	人	3	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人	7	4	5	5	6	6
	人日	20	41	25	25	30	30

### 3 居住系サービス

◆居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	施設やグループホーム等を利用していた障がい者に対して、定期的に自宅を訪問し、生活や体調、地域生活への課題がないか確認し、必要や助言や関係機関との連絡調整を行ない支援します。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事の介護等が受けられるよう支援します。

◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・共同生活援助（グループホーム）については、徐々に増加すると見込んでいます。施設入所支援については、令和4年度末時点の施設入所者16人に対し、6%にあたる1人を削減目標とし、令和8年度の施設入所者を15人に見込んでいます。また、自立生活援助については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。
- ・地域移行を希望している障がい者が、グループホーム等を体験利用するなど、円滑な地域移行が可能となる方策を検討していきます。また、グループホーム等の整備を推進するために、情報提供や相談等、事業者へ可能な支援を行っていきます。

■図表 居住系サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	16	16	18	18	19	19
施設入所支援	人	17	16	16	16	15	15

## 4 相談支援

◆相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援	サービス利用計画についての相談、作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者等に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みです。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行の推進の観点から、令和8年度に1人を見込んでいます。本計画期間中においては、制度周知に努め、利用希望があった場合に質の高いサービスが提供できるよう、事業所と調整していきます。
- ・町内には令和2年より相談支援事業所が開設されました。利用者が安心してサービスが利用できるよう引き続き町内及び近隣市町の相談支援事業所と連携し、支援の充実を図ります。

■図表 相談支援サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	(見込み) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	16	19	21	23	26	29
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

## 5 障がい児支援

◆障がい児支援には、次のようなサービスがあります。

### 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### 医療型児童 発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に児童発達支援及び治療を行います。

### 放課後等 デイサービス

就学中で授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### 保育所等 訪問支援

専門的な支援が必要と認められた障がい児の通う保育所等に訪問し、当該障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

### 居宅訪問型 児童発達支援

重症心身障がい児など重度の障がい等のため外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援の提供を行います。

### 障害児相談支援

サービス利用計画についての相談、作成などの支援が必要と認められる場合に、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・放課後等デイサービスについては、利用ニーズや利用実績から年々増加すると見込んでいます。児童発達支援、保育所等訪問支援については、対象年齢が限定されていることから、放課後等デイサービスほどの増加ではないものの、利用ニーズや利用実績から徐々に増加すると見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については、現在利用実績はありませんが、支援体制の向上の観点から、令和8年度に1人と見込んでいます。
- ・障害児相談支援については、障がい児支援のサービス利用の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの件数も増加すると見込んでいます。
- ・町内には放課後等デイサービス事業所が1か所あります。サービス提供の拡大および質の高いサービスが提供できるよう引き続き事業所と連携し、県等が実施している研修等の情報提供を行っていきます。

■図表 障がい児支援サービスの実績と見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	(見込み) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	14	10	11	11	12	12
	人日	46	48	55	55	60	60
放課後等 デイサービス	人	39	59	62	65	68	71
	人日	432	431	453	476	500	525
保育所等 訪問支援	人	2	1	2	2	3	3
	人日	1	1	4	4	6	6
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人	10	10	11	11	12	12

## 6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、地域の特性（社会資源など）や利用者の状況に応じて、市町村の判断により柔軟に実施できる事業です。

地域生活支援事業には、町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

### 必須事業

理解促進研修  
・啓発事業

障がい者や障がいの特性等に関する地域住民の理解を深めるため、広報活動や研修会などを行う事業です。

自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援する事業です。

相談支援事業

障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止などの権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る事業です。

住宅入居等支援事業

障がい者等が、保証人がいない等の理由により賃貸契約による一般住宅への入居が困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。

成年後見制度  
利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。

成年後見制度  
法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がい者のため、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業です。
日常生活用具 給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立した生活と社会参加を支援する事業です。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
地域活動支援センター 機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域生活支援の促進を図る事業です。
<b>任意事業</b>	
訪問入浴 サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行う事業です。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
日中一時支援事業	在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がい者の日中における活動の場の提供や介護等を行う事業です。
知的障がい者 職親委託事業	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、職親（知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う事業です。
自動車運転免許 取得・改造助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

◆サービス見込み量及び確保のための方策

- ・それぞれの事業について、利用ニーズや実績から今後の見込みを推計しました。
- ・障がい者が、住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な対応を行い、障がい者が希望するサービスが利用できるよう支援を行っていきます。

■図表 地域生活支援事業の実績と見込み

サービス種別	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	件数	0	0	0	0	0	0
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	件数	29	29	50	50	50	50
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	0	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	3	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	4	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	345	344	360	360	360	360
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	有無	無	無	無	無	無	無
移動支援事業	人	1	0	1	1	1	1
	時間	0	0	5	5	5	5
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
生活訓練等事業	人	0	0	1	1	1	1
日中一時支援事業	人	0	0	1	1	1	1
知的障がい者職親委託事業	人	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	1	0	1	1	1	1

### 1 計画の推進体制

すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会を実現するためには、地域社会を構成する住民、ボランティア団体、NPO、障がい福祉サービス事業者、関係機関、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立ち、それぞれの役割を果たすとともに、相互連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していくことが大切です。

本計画の推進にあたっては、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談ができる体制の整備を図ると共に、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、福祉、教育等の関連する分野の実務者から成る山辺町地域自立支援協議会にて、地域における障がい福祉に関するネットワークの確立・強化を図ります。

### 2 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施にあたっては、PDCAサイクル※を活用し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

点検、評価の結果については、定期的に山辺町地域自立支援協議会で協議を行い、目標の達成に向けた取組みを進めます。

※PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。





第7期山辺町障がい福祉計画  
第3期山辺町障がい児福祉計画

令和6年3月

---

発行／山形県山辺町保健福祉課  
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地  
TEL 023-667-1107 FAX 023-667-1108

この計画は、見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。